農作物の盗難の実態と対応策

- 近年、生産者の方々が丹精込めて作られた農作物が盗まれる被害が全国各地で起きています。
- 農林水産省では、警察庁の協力の下、農作物の盗難防止対策を啓発する資料をとりまとめました。
- 各地域の皆様においても、本パンフレットを参照し、盗難防止対策を実施しましょう。

農林水産省

警察庁
National Police Agency

目次

P3-5　近年の農作物の盗難被害の発生動向

P6-10　盗難防止対策のポイント

①　農作物の保管・管理

②　園地への侵入防止策

③　対策チラシの作成・
各地域の対策チラシの例

④　防犯パトロール等の実施

P11　盗難被害等への備え（収入保険のご案内）

P12　万一被害に遭った場合には

P13　盗品の購入等に係る注意喚起

P14　問合せ先

近年の農作物の盗難被害の発生動向

- 農作物の盗難は近年2,000件台前半で推移しており、2025年には全国で2,188件の被害が発生し、被害総額は1億円を超えます。
- 各作物の収穫期を中心として、年間を通じて被害が生じています。
- 被害は全国各地で発生していますが、特に都市近郊での被害件数が多い傾向にあります。

年別認知件数

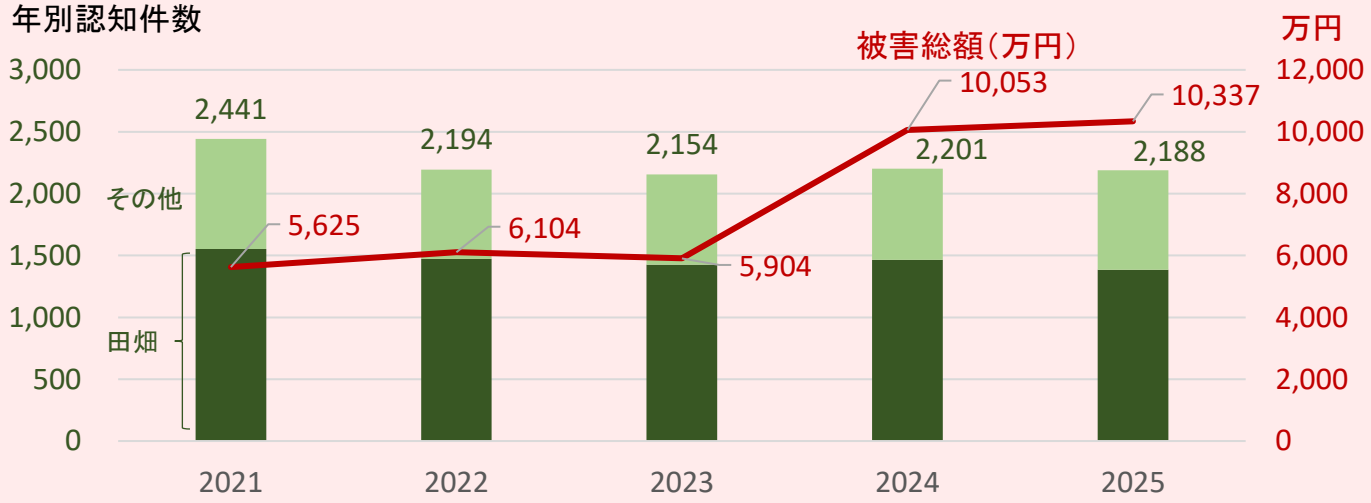

月別認知件数

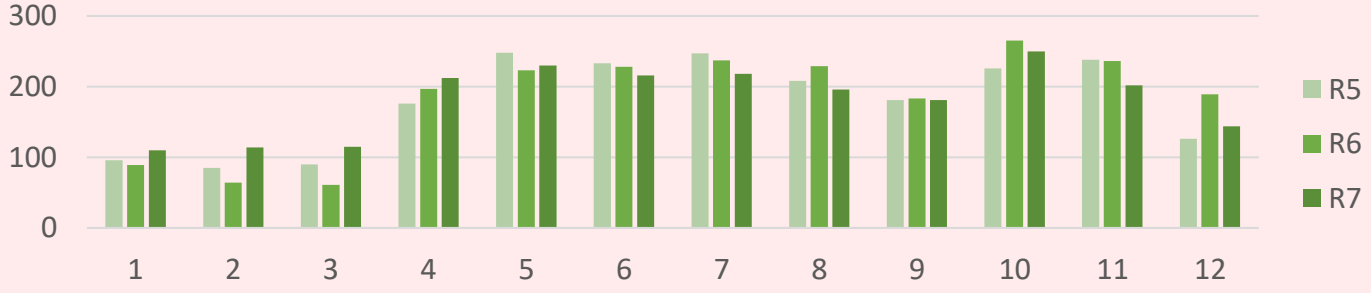

都道府県別認知件数（2025年）

北海道	52	群馬	64	福井	12	鳥取	30	佐賀	33
青森	42	埼玉	128	岐阜	104	島根	13	長崎	27
岩手	17	千葉	97	愛知	123	岡山	31	熊本	26
宮城	30	神奈川	93	三重	28	広島	24	大分	10
秋田	15	新潟	63	滋賀	36	山口	16	宮崎	15
山形	61	山梨	36	京都	30	徳島	15	鹿児島	50
福島	45	長野	47	大阪	111	香川	45	沖縄	40
東京	21	静岡	95	兵庫	102	愛媛	37		
茨城	99	富山	29	奈良	19	高知	16		
栃木	61	石川	32	和歌山	11	福岡	57		

出典：警察庁「犯罪統計」
注：被害品は3品を限度として計上しているところ、上記の被害総額は「農作物」を含む合計の被害額

（参考）盗難被害の実態調査結果(H30)

- 農林水産省において、警察庁の協力の下、被害認知件数が多い23道府県を対象に、新聞等からの情報収集、及び市町村・JA等の関係機関（218機関）への聞き取りを実施しました。（※H30年度に実施）

地域における農作物の盗難被害金額

被害金額は５０万円未満が多い

被害金額は不明なものが多いが、把握できた事案のうち９割が５０万円未満の被害であった。

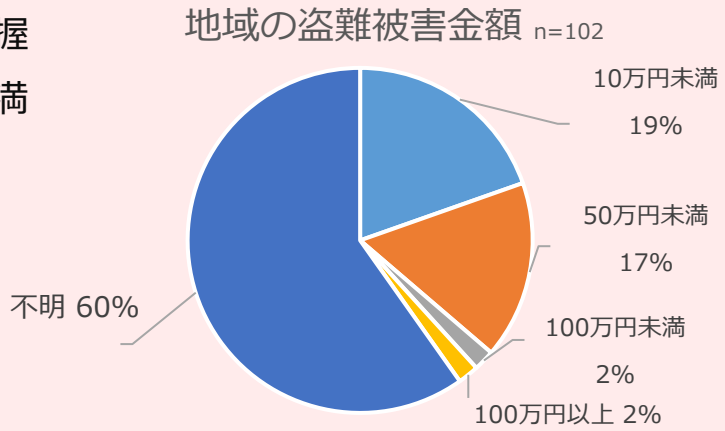

農作物の盗難場所

ほ場からの被害が多い

- 被害の発生した場所は、ほ場が多かった。
- 件数は少ないが、ビニールハウス等からの被害も発生している。

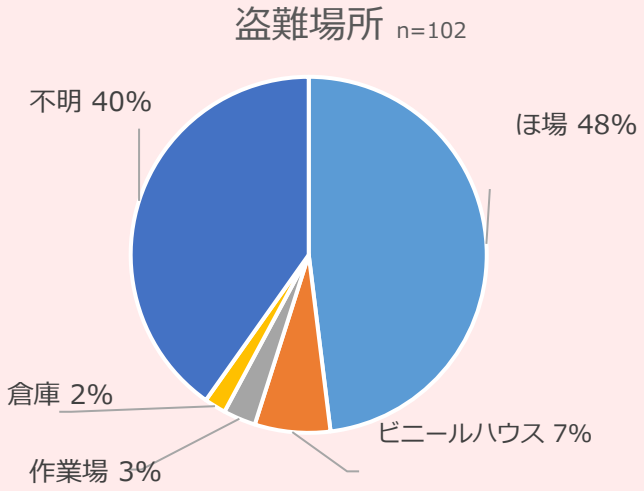

盗難品目

多様な品目で被害が発生している

多様な品目で被害が発生しており、もも、ぶどう、キャベツ、はくさい、りんご、さくらんぼ、いちごの被害が多かった。

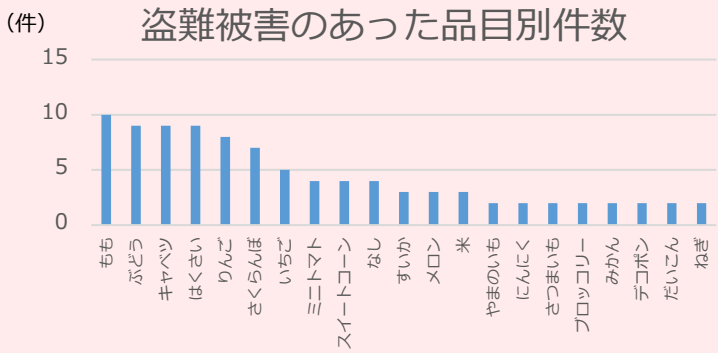

※グラフは被害件数２件以上の品目のみ記載。

農作物盗難被害の事案解決の有無

未解決が多い

・未解決の事案が多い状況。
・解決済みでは、見回りの中で不審者を発見し通報した事例や取り押さえた事例があった。

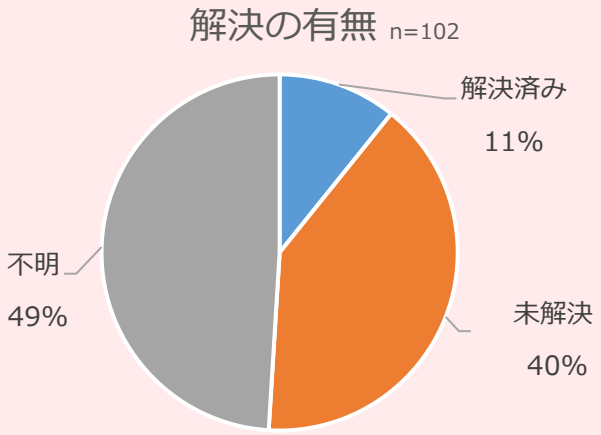

農作物の盗難防止対策の内容

パトロールや啓発活動などの対策が実施されている

・地域においてパトロールや啓発活動（チラシ配布等）などの対策が実施されている。
・市町村、ＪＡ、警察等が連携して対策を実施している地域もある。

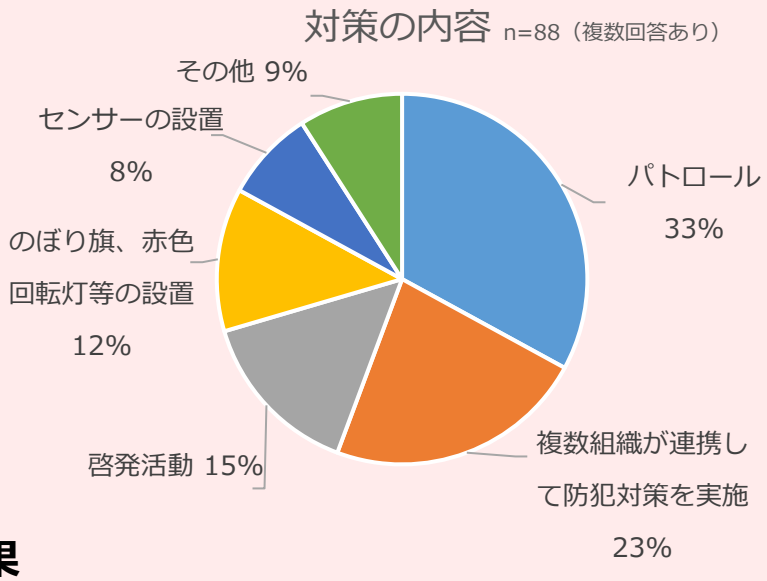

農作物の盗難防止対策の効果

効果はある

対策を講じたことにより盗難が減った、効果があるとの回答が約半数であり、対策の重要性が確認された。

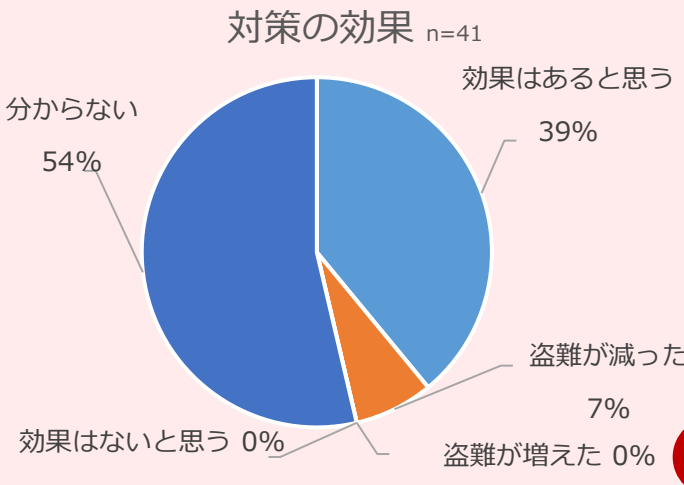

盗難防止対策①

- 盗難被害に遭わないよう、農作物の保管・管理に気を付けましょう。

【ポイント】

・収穫物は畑等に放置せず持ち帰る。

・ハウスや保管庫等について、窓や出入口の施錠を徹底する。

・道具（収穫用コンテナや脚立等）は、盗難に利用されないよう園地からこまめに撤収する。

・侵入者を見分けるために、作業者は腕章、農作業車両にはステッカー等の目印を着ける。

収穫物や道具を
畑に放置しない

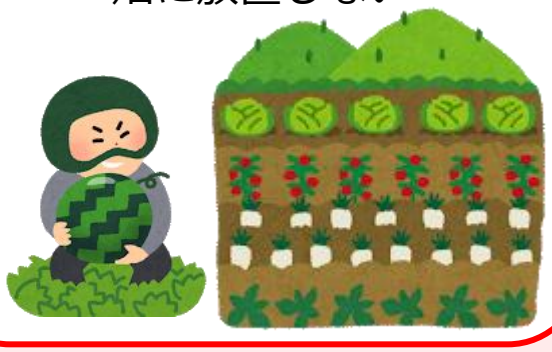

倉庫の窓や出入り口は
施錠を徹底

作業者や農作業車両に目印をつける

盗難防止対策②

- 園地への侵入防止策を講じましょう。

【ポイント】

・園地にネットや柵を設置し、侵入しにくい環境を作る。

・園地に「盗難防止警戒中」「立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の看板・ステッカー・のぼりを設置する。

・防犯カメラ、センサーライト等を設置する。

【事例】いちごハウスにおける侵入防止対策

- ハウス内から、いちごの果実が盗まれる事例が発生。
- ハウスに防犯カメラを設置して、ハウス内の様子を画像で記録するとともに、「防犯カメラ作動中」、「盗難防止警戒中」のステッカーを表示して、不審者の侵入防止を図った。以降、盗難被害の発生はない。

防犯カメラの設置

防犯カメラの設置

盗難防止警戒中の表示

防犯カメラ作動中の表示

自治体によっては、防犯カメラの設置等への補助を実施している場合もあります。補助事業の有無、手続き等の詳細は、各地域の自治体にお問い合わせください。

盗難防止対策③

- 盗難被害に遭わないための対策や不審者等を見つけた場合の情報をチラシを作成するなどして共有しましょう。

【ポイント】

・各地域のチラシの例も活用しながら、盗難防止対策を呼びかけるチラシを作成する。

・生産者が取り組む具体的な盗難防止対策を記載する。

・不審者・車等を見かけた場合は110番に連絡するよう記載する。

・農作物の盗難に関する地域の相談窓口（警察署、自治体、JA等）を記載する。

・チラシの作成者を記載する。

・具体的な被害報告がある場合には、盗難被害の状況（発生時刻、発生場所、手口等）を記載する。

【事例】茨城県警察による盗難防止対策チラシ

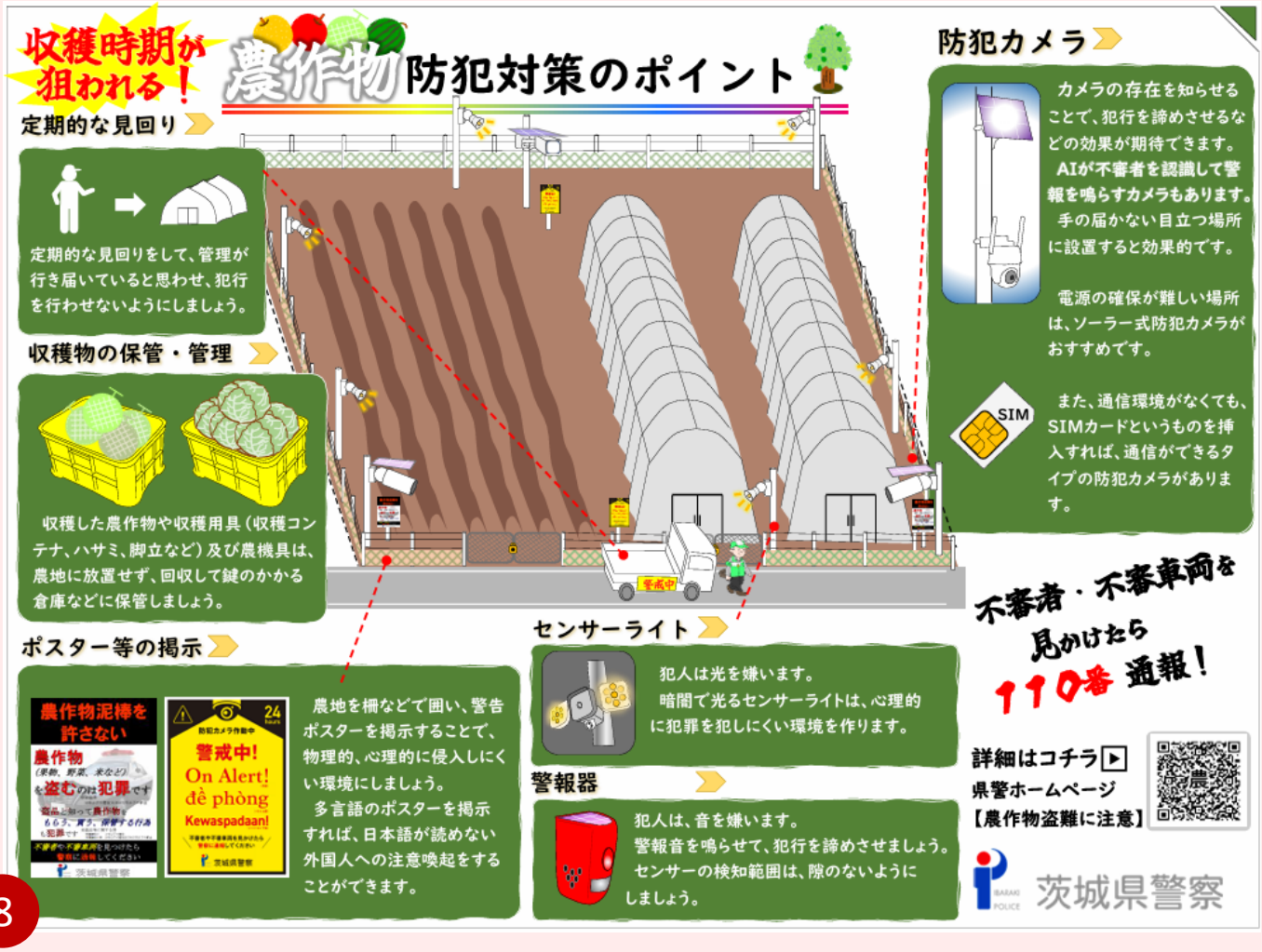

各地域の対策チラシの例

山梨県・山梨県警察・JAグループ山梨

農作物盗難防止対策に取り組みましょう

園地への侵入防止対策を講じましょう！

○**防犯カメラ、センサーライト、サイレン等を設置する。**
防犯カメラの設置に当たっては、次の点に注意。
・人家等へプライバシーの侵害とならないように撮影場所や方向を考慮する。
・撮影対象区域に防犯カメラが設置されていることを表示する。
○**ネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。**
○**「立入禁止」「盗難警戒中」等の警告看板を設置する。**

防犯カメラの設置

カメラ設置の表示

道具等は作業後にほ場から片付ける。

収穫物は園地等に放置しない

農作物や道具の保管･管理を徹底しましょう!

・道具（収穫用コンテナや脚立等）は、盗難に利用されないよう作業後片付ける。
・収穫物は園地に置かずに持ち帰る。
・不審者を見分けるために、作業者は腕章、　農作業車両にはステッカーやプレート等の目印を着ける。
・収入保険制度や農機具共済等の加入を検討する。

地域ぐるみで取り組み、盗難被害を減らしましょう！

・不審者・不審車両を見かけた際は速やかに警察に通報する。
・ＪＡや市町村の無線放送やSNS等を活用して、不審者・不審車両の目撃情報や盗難被害の発生状況を通知し、生産者に注意喚起する。
・チラシや広報誌、SNS等で防犯対策の実施について情報を発信する。

山梨県・山梨県警察・ＪＡグループ山梨
山梨県農政部農業技術課　電話　055-223-1616

岡山県・岡山県警察

農作物の盗難に注意

～盗難防止対策をしましょう～

生産者の取組

管理の徹底 収穫物は園地に放置せずに持ち帰る	**鍵掛け** ハウス、収穫物の保管庫、米の保冷庫等の施錠を徹底する	**整理整頓** 脚立や収穫用コンテナを園地からこまめに撤収する
環境整備 園地にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境をつくる	**侵入対策** 防犯カメラ、センサーライト等を設置する	警戒中 **警戒表示** 「盗難警戒中」「立入禁止」等の看板や張り紙を設置する

地域での取組

警戒活動 地域の生産者や警察と連携してパトロールを実施する	**迷わず通報** 不審な人物・車両を見つけたら１１０番通報する	**見分ける工夫** 不審な人物等を見分けるため腕章や車両用ステッカーを作成する

被害に遭った場合や疑わしい事案があった場合には、迷わず警察に通報・相談しましょう

岡山県農林水産部／岡山県警察

群馬県・群馬県警察・JAグループ群馬・NOSAIぐんま

地域ぐるみで
農作物の盗難防止
に取り組もう

地域ぐるみでできること

地域の防犯意識が高いことを見せる

○地域の生産者や警察と連携して防犯パトロールを実施しましょう
○「防犯対策実施中」などの「のぼり旗」等を設置しましょう
○地域意識を高めるため、注意喚起のチラシなどを配布しましょう

情報を共有する

○防災無線等を活用して不審者や不審車両の目撃情報や被害の発生状況を共有しましょう
○「上州くん安全・安心メール」に登録して不審者情報等を共有しましょう（登録は県警HPから）

群馬県農政部・群馬県警察本部・JAグループ群馬・NOSAIぐんま

盗難防止対策④

- 防犯パトロールの実施や防災無線等を活用した不審者・不審車両対策に取り組みましょう。

【ポイント】

・地域の生産者や警察と連携して防犯パトロールを実施し、不審者・不審車両を見かけた際は速やかに警察に通報する。

・防災無線や地域見守りアプリ、防犯情報アプリ等を活用して、不審者・不審車両の目撃情報や盗難被害の発生状況を共有するとともに、生産者に農作物の保管・管理を呼びかける。

【事例】長野県での盗難防止パトロールの実施

- 長野県では、果樹を中心とした農作物の盗難防止を目的に、７月から11月までを「農作物盗難防止強化期間」として設定。
- 長野県警察、知事部局の農政部や農協、青色回転灯等装備車両による防犯パトロールを行うボランティア団体と連携し、果樹園等を中心とした合同パトロールを実施し、抑止力を強化。

【事例】福岡県での地域連携協定に基づく合同パトロールの実施

- 福岡県うきは市、うきは警察署、にじ農業協同組合が連携協定を締結し、防犯カメラの設置や合同パトロールを実施。

盗難被害等への備え

- 万一の盗難被害や自然災害等のリスクに備え、収入保険に加入しましょう。

【ポイント】

・収入保険は、全ての農作物を対象に、盗難被害を含め、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

盗難や運搬中の事故にあった

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

輸出したが為替変動で大損した

（１）加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※保険期間の前年１年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
※ゲタ対策については、同時に加入できます。

（２）対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

（３）補塡（ほてん）の仕組み

保険期間の収入が基準収入の９割（５年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）**を下回った場合に、下回った額の９割を上限として補塡**します。

※補塡方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去５年間の平均収入（５中５）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※補償限度額は基準収入の９～５割の中から選択できます。
※保険方式の支払率は９～５割、積立方式の支払率は９～１割の中から選択できます。

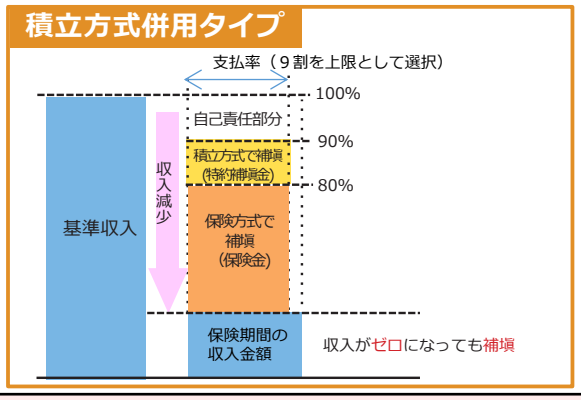

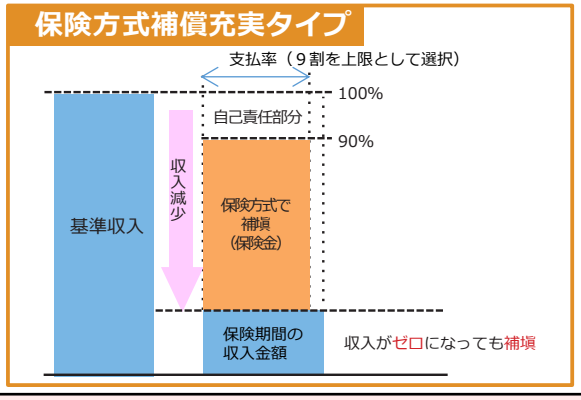

盗難被害などにより収入が減少した場合、融資（農林漁業セーフティネット資金）の活用も可能な場合があります。最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）にお問い合わせください。

万一被害に遭った場合には

- 速やかに最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- テンプレートも活用しながら、農作物盗難被害報告書を作成し、最寄りの自治体・JAに提出しましょう。
- 被害届や被害報告書の提出は、捜査の端緒となるだけではなく、盗難の実態把握や、地域での対策強化につながります。
- 収入保険に加入している場合、各地域のNOSAIに相談しましょう。

【参考】農作物盗難被害報告書のテンプレート

報告日　令和　　年　　月　　日（　　）

農作物盗難被害報告書

〒
住　　所：
氏　　名：
電話番号：
E-mail　：

1．被害が確認された日時　令和　　年　　月　　日（　　）　　時頃

2．被害日時　令和　　年　　月　　日（　）時頃から
同年　　月　　日（　）時頃までの間

3．被害場所（住所、圃地等について記載ください）
（　　）
※被害場所等がわかる地図等があれば、添付してください。

4．被害概要
品目：
数量：
具体的な手口
（　　）

5．被害への対処
講じていた具体的な盗難防止対策
（　　）

警察への被害届の提出の有無（　有　・　無　）

6．被害状況写真　※写真があれば添付してください。

Word形式のテンプレートは、農林水産省のHPに掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/tounan.html

盗品の購入等は処罰の対象となります

- 盗まれた農作物と知りながら、運搬、保管、有償での譲り受け、又はその有償の処分をあっせんすることも犯罪です。
- 集荷施設に不審な収穫物の持ち込みがあった場合などは、地域の警察・自治体・JA等に相談しましょう。

刑法　第256条（盗品譲受け等）
　盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。
２　前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、十年以下の拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処する。

【参考】フリマサイト運営会社での対応

- フリマサイト運営会社においても、利用規約・ガイドラインにより、盗品の出品を明確に禁止しています。

【事例】メルカリの盗品出品防止の取組
（提供：株式会社メルカリ）

mercari

- メルカリは、**安心・安全なマーケットプレイス**を目指しており、不正利用者の**「徹底的な排除」**とお客さまの**「徹底的な救済」**を進めています。
- メルカリでは、**規格外品も含め多くの農産品の取引が行われています。**
- ガイドライン違反の通報や、違反の可能性を検知した場合には、状況に応じて出品者への問い合わせや現地調査を行い、**出品削除、利用停止などの対応**をしています。
- 法令違反が疑われる場合には、**警察をはじめ公的機関と連携・協力**し、法令に基づき適切に対応しています。
- 正しくご利用するお客さまへの**誹謗中傷は許容しません。**

【問合せ先】

● このパンフレットについて

（果樹）農林水産省農産局果樹・茶グループ

Tel: 03-3502-5957

（野菜）農林水産省農産局園芸作物課

Tel: 03-6738-7423

● 収入保険について

農林水産省経営局保険課

Tel: 03-6744-7148

収入保険への加入については、お近くの農業共済組合へお問い合わせください。

● 盗難被害が発生した場合

最寄りの警察署、自治体、JA等にご相談ください。

令和元年6月作成
令和8年8月更新

農林水産省ウェブサイト「農作物の盗難防止対策」啓発ページ
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/tounan.html